

平成26年1月

関係各位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

- 関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正（別紙1）
- 分類例規第1部〔国際分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙2）
- 分類例規第2部〔国内分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙3）

2. 適用

平成26年3月1日以降 申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1901.90</p>	<p>3. <u>チーズ代用物として消費される調製品</u></p> <p>本品は、<u>脱脂乳（81.8%）、植物油（15.65%）並びに少量の塩、ミルク（ホエイ）たんぱく質、レンネット、酸性化培養物、着色料及びビタミンDから成る物品であり、脱脂乳と植物油を混合した後、細菌培養物及び酵素による処理、凝集、カゼインの分離、加熱、圧搾、成形、切断及び加塩され、さらに7～10週間熟成されることにより得られる。この調製品は、“アナログチーズ”と呼ばれることがある。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>
	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p>2101.11</p>	<p>1. <u>可溶性コーヒー</u>（“インスタントコーヒー”とも呼ばれる。）</p> <p>本品は、<u>可溶性コーヒー（200グラム）をガラス瓶に詰め</u>  <u>たもので、陶磁製のカップ及び受皿とともに、板紙製の箱に</u>  <u>入れて小売用にしたものである。カップ及び受皿は、分離し</u>  <u>て、第69.12項に分類される。</u></p> <p>通則1及び6を適用          6912.00／1 参照</p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3004.90</p> <p>3. <u>肥満症治療に用いられる医薬品</u></p> <p>本品は、肥満症治療に用いられる、カプセル剤にした医薬品で、<u>オルリスタット (orlistat (INN)) (1カプセルあたり120ミリグラム)、ゼラチン、インジゴカルミン (E132) 及び二酸化チタン (E171) を含有する。カプセル (殻) は、不活性成分である微結晶性セルロース、でん粉、グリコール酸ナトリウム、ポビドン、ラウリル硫酸ナトリウム及びタルクから成る。</u></p> <p><u>本品は、例えば、II型糖尿病、高血圧症及び脂質異常症のリスクがある肥満患者の治療のため、低カロリーダイエット食品と組み合わせて投与されるべきものである。本品は、肥満症に対して治療又は予防の効果を与えるために十分な量の有効成分を含む。</u></p> <p><u>本品は、90カプセルのプラスチック容器入りで小売用にしたものである。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規 (昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号)】  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6912.00</p> <p>1. <u>陶磁製のカップ及び受皿</u></p> <p>本品は、ガラス瓶に詰められた可溶性コーヒー (200 グラム) とともに、板紙製の箱に入れて小売用にしたものである。可溶性コーヒーは、分離して、第 2101.11 号に分類される。</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> <p>2101.11 / 1 参照</p> 	<p>(新 規)</p>


新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>(新 規)</p>	<p>8415.82</p> <p>1. <u>床置型スプリットシステムのエアコンディショナー</u></p> <p>本品は、<u>床置型スプリットシステムのエアコンディショナーであり、次のものから成る。</u></p> <p>(i) <u>単一のハウジング内に収められた、熱交換器（蒸発器）及びモーター駆動式ファンから成る縦型の室内ユニット。床の上又は壁際に配置するよう設計されているが、設置場所にしつかりとは固定されない。</u></p> <p>(ii) <u>単一のハウジング内に収められた、冷媒型圧縮機、熱交換器（凝縮器）及びモーター駆動式ファンから成る室外ユニット。地面又は鉄の棒に取り付け又は固定するよう設計されている。</u></p> <p><u>両方のユニットは、電気配線及び冷媒が流れる管により互いに接続するよう設計されている。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2. <u>一体構造型ポータブルエアコンディショナー</u></p> <p>本品は、単一のハウジング内に、2つのモーター駆動式ファン、蒸発器、凝縮器及び圧縮機を有している。容易に移動できるようにするため4つのキャスターが取り付けられ、移動用の2つのハンドグリップを有する。窓や壁から暖かい排気を逃すため、付属品としてフレキシブルな排気ホースを取り付けることができる。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

新旧対照表


【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8502.39</p> <p>1. <u>蒸気タービンとセットにした発電機</u></p> <p>本品は、蒸気タービン、交流（AC）発電機及び結合装置から成り、共に提示されるが、別々に梱包されている。蒸気タービンは高圧高温の蒸気を発し、それを出力200メガワットの回転運動に変換する。発電機は蒸気タービンの回転運動から出力230メガボルトアンペアの電力を発生する。</p> <p><u>蒸気タービンと発電機は発電施設の床に取り付けられるように設計されており、それぞれの回転子は、結合装置により共に結合される。蒸気タービンと発電機は、加圧された蒸気の熱エネルギーを電気エネルギーに変えるため、互いに連係して作動する。</u></p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新 規)</p>



新旧対照表

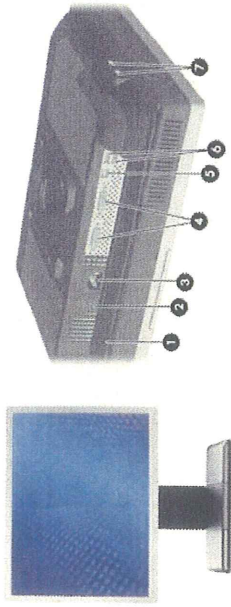
【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8518.22</p> <p><u>1. 楽器用の機器</u></p> <p>本品は、AB級アンプ真空管、2つのプリアンプ真空管、2つのアンプ真空管及び2つの拡声器を、単一のハウジング内で組み合わせたものである。本品は、エレキギター、電子キーボード、電子ピアノ又はMP3プレーヤー等の様々な音源から電気信号を受け取る。その電気信号を増幅し拡声器に伝えることで、音を発生させる。ある周波数（低・中・高域）を強めたり弱めたりして音質を調整することができ、音に電子的なエフェクトを与えることができる。</p> <p>通則1及び6（第16部注3）を適用</p> 	<p>(新規)</p>

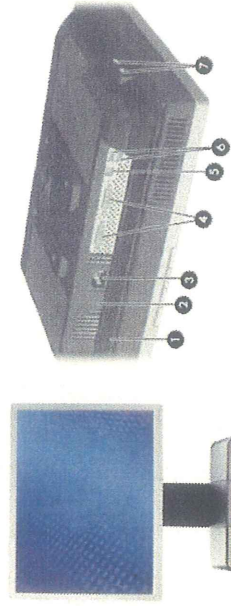
新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

		改正後	改正前
8528.51	4. カラーモニター	<p>本品は、20.1インチ（51センチメートル）の薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFTLCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、1つのUSB（Universal Serial Bus）アプストリームコネクタ、4つのUSBダウンストリームコネクタ、2つのDVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクタ及び前面操作装置（メニュー、マイナスイオン自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 解像度（最大）：1600×1200（75ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ0.258ミリメートル</li> <li>— 輝度：300カンデラ/平方メートル</li> <li>— コントラスト比：1000：1</li> <li>— 水平周波数：30～94キロヘルツ</li> <li>— 垂直リフレッシュレート：48～85ヘルツ</li> </ul> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>4. カラーモニター</p> <p>本品は、20.1インチ（51センチメートル）の薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFTLCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、1つのUSB（Universal Serial Bus）アプストリームコネクタ、4つのUSBダウンストリームコネクタ、2つのDVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクタ及び前面操作装置（メニュー、マイナスイオン自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。</p> <p>本品は、以下の基本的な特性を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 解像度（最大）：1600×1200（75ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ0.258ミリメートル</li> <li>— 輝度：300カンデラ/平方メートル</li> <li>— コントラスト比：1000：1</li> <li>— 水平周波数：30～94キロヘルツ</li> <li>— 垂直リフレッシュレート：48～85ヘルツ</li> </ul> <p>通則1及び6を適用</p>



1. ケーブルロック
2. マスター電源スイッチ
3. AC電源コネクタ
4. DVI-Iコネクタ



1. ケーブルロック
2. マスター電源スイッチ
3. AC電源コネクタ
4. DVI-Iコネクタ

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
5. USB アップス トリーム コネクター 6. USB ダウン ス トリーム コネクター 7. USB ダウン ス トリーム コネクター （側面パネル）	5. USB アップス トリーム コネクター 6. USB ダウン ス トリーム コネクター 7. USB ダウン ス トリーム コネクター （側面パネル）